

【学則・履修規程抜粋】

学 則

第5章 学業成績

(成績評価及び単位の認定)

- 第22条 授業科目の評価は、授業科目毎に出席すべき時間数の3分の2以上出席した学生について、学科試験及び実習の成績により行う。詳細については履修規程に定める。
- 2 授業科目の評価はA, B, C, Dをもって表し、C以上を合格としDを不合格とする。
 - 3 授業科目を履修し、学科試験及び実習の成績に合格した者には、所定の単位を認定する。

第6章 卒業

(修了の認定)

- 第24条 校長は、別表1に定める全単位を取得したと認めたと者に卒業証書を授与する。
- 2 前項の認定に当たって、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業することはできない。
ただし、欠席日数の算定に当たっては忌引きによる日数及び学校保健安全法第19条規定に基づいて出席停止を命じた日数を除くものとする。

履修規程

(学科試験等)

- 第5条 学科試験は、本試験、追試験及び再試験とする。本試験は授業科目の授業終了後に行う。
ただし、必要と認めるときは、臨時にこれを行うことができる。
臨地実習については、実習授業科目の実習終了後に、実習評価基準に基づき行う。
- 2 学科試験は授業内容に応じて筆記試験、実技試験、口述試験、レポート等により実施する。
 - 3 試験時間は授業科目および講師数により45分または90分とする。
複数講師の時間配分・配点については、「成績処理基準」に定める。

(成績の評価)

- 第9条 科目の成績評価は、試験またはその他の方法で、その科目担当者によって行われる。
- 2 科目の成績評価は、次の基準による。
- | 評価 | 点 数 | 合 否 |
|----|-------------|-------|
| A | 80点以上 | 合 格 |
| B | 70点以上 80点未満 | 合 格 |
| C | 60点以上 70点未満 | 合 格 |
| D | 60点未満 | 不 合 格 |
- 3 追試験の評価基準は、正規の試験の8割とする。ただし追実習の場合は得点どおりとする。
 - 4 再試験の場合は、60点以上をC、60点未満をDとする。
 - 5 学校健康安全法施行規則第18条・19条に定められている感染症罹患による受験当日の出席停止、及び「やむを得ない事由」による欠席により、出席時間数不足で補講し受験した場合の成績は、本試験の評価に準じる。